

当社原子力発電所における原子力規制庁による 2021年度第4四半期実施計画検査および原子力規制検査の結果について

2022年5月18日
東京電力ホールディングス株式会社

本日の原子力規制委員会において、原子力規制庁が実施した当社原子力発電所における2021年度第4四半期実施計画検査および原子力規制検査の結果が報告され、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所に関する事案について、以下の判定を受けました。

<福島第二原子力発電所（規制検査）>

（事案1）

- ・周辺防護区域及び立入制限区域への車両の入域管理の不備・・・安全上の重要度：緑^{※1}
違反の深刻度レベル：IV^{※2}
(本日お知らせ)

<柏崎刈羽原子力発電所（規制検査）>

（事案1）

- ・モニタリングポスト取替工事における
低レンジ測定値のデータ伝送に係る設計管理の不備・・・安全上の重要度：緑
違反の深刻度レベル：IV
(2021年11月12日 お知らせ済み)

（事案2）

- ・5号機 非常用ガス処理系が動作可能であることの確認不備・・・安全上の重要度：緑
違反の深刻度レベル：IV
(2022年2月16日 お知らせ済み)

福島第二原子力発電所における核物質防護事案については、核物質防護の脆弱性が公にならない範囲において、概要を別紙のとおりお知らせいたします。

当社は、引き続き原子力規制委員会による審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓を踏まえ、更なる安全性、信頼性の向上に努めてまいります。

※1 安全上の重要度「緑」

「安全上の重要度」は、原子力施設の安全確保に対する劣化の程度により「赤」「黄」「白」「緑」の順に区分される。重要度「緑」は、安全確保の機能または性能への影響があるが、限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準のものに適用される。

※2 違反の深刻度レベル「SL IV」(SL: Severity Level)

「違反の深刻度レベル」は、違反の深刻度に応じて「SL I」「SL II」「SL III」「SL IV」の順に区分される。深刻度「SL IV」は、原子力安全上または核物質防護上の影響が限定的であるもの、またはそうした状況になり得たものに適用される。

別紙：福島第二原子力発電所における核物質防護に係る事案について

以 上

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
原子力・立地本部 広報グループ 03-6373-1111 (代表)

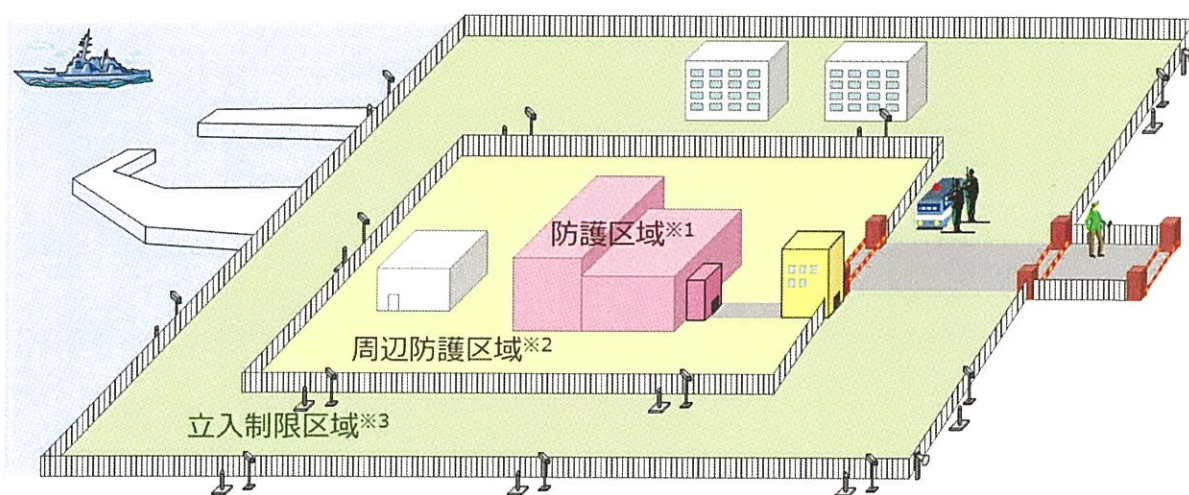
福島第二原子力発電所における核物質防護に係る事案について

2022年5月18日

東京電力ホールディングス株式会社

■事案1：周辺防護区域及び立入制限区域への車両の入域管理の不備

- ・ 福島第二原子力発電所（以下「福島第二」）では、2021年11月26日、周辺防護区域の入域申請を行っていない車両による同区域への入域が複数回確認されたことから、原子力規制庁へ報告した。
- ・ 原因としては、見張人による車両確認が不十分であったことから、2022年1月20日までに、見張人の対応ルールの再周知を図るなどといった対策を講じた。
- ・ しかしながら、福島第二では2022年1月24日、立入制限区域の入域申請を行っていない車両による同区域への入域が確認され、原子力規制庁へ報告した。
- ・ これらの事案を踏まえ、原因を改めて調査したところ、福島第二では、見張人の車両確認が不十分であったことに加えて、車両入域許可証の様式に不備があり、見張人が許可された区域を誤認しやすい状態となっていることを確認した。
- ・ よって、これらの事案に対する再発防止対策として、福島第二における車両入域許可証の様式見直し等の是正措置を実施した。
- ・ なお、福島第二における車両の乗員に対する手続きに問題はなく、施設等への妨害破壊行為もなかった。
- ・ また、福島第一原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所においては、車両入域許可証は同様式を使用しておらず、同様の事案は発生しないことを確認している。



- ※1 防護区域：特定核燃料物質を使用・貯蔵する設備が設置されている区域
- ※2 周辺防護区域：防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うため、防護区域の周辺に定める区域
- ※3 立入制限区域：周辺防護区域の周辺の人の出入りを制限する区域

図. 核物質防護に係る区画および車両による入域のイメージ

以上

